

福山市屋外広告物条例のあらまし

■はじめに

私たちの住むまちや郊外の道路沿いなどには、いろいろな広告物が設置されています。これらの広告物は、身近な情報を伝える手段として親しまれ、見る人に楽しさを与え、まちの賑わいや活力をもたらしてくれます。

しかし、その反面、無秩序、無制限に設置されると、本来の役割を果たさないばかりか、まちの美観を損なうことになり、また広告物の設置や管理が適切に行われていないと、思わぬ災害などを招く恐れがあります。

こうしたことを防ぐために福山市では、屋外広告物の設置に関してルールを定めています。

屋外広告物を設置する場合は、ルールを守って、美しい景観を守り、優れたまちづくりを推進していくために、みなさんのご協力をお願いします。

■屋外広告物とは（法第2条）

屋外広告物とは、「屋外の看板やはり紙などで、常時または一定の期間継続して、公衆に対して表示されるもの」で、内容が営利的なものかどうかは問いません。

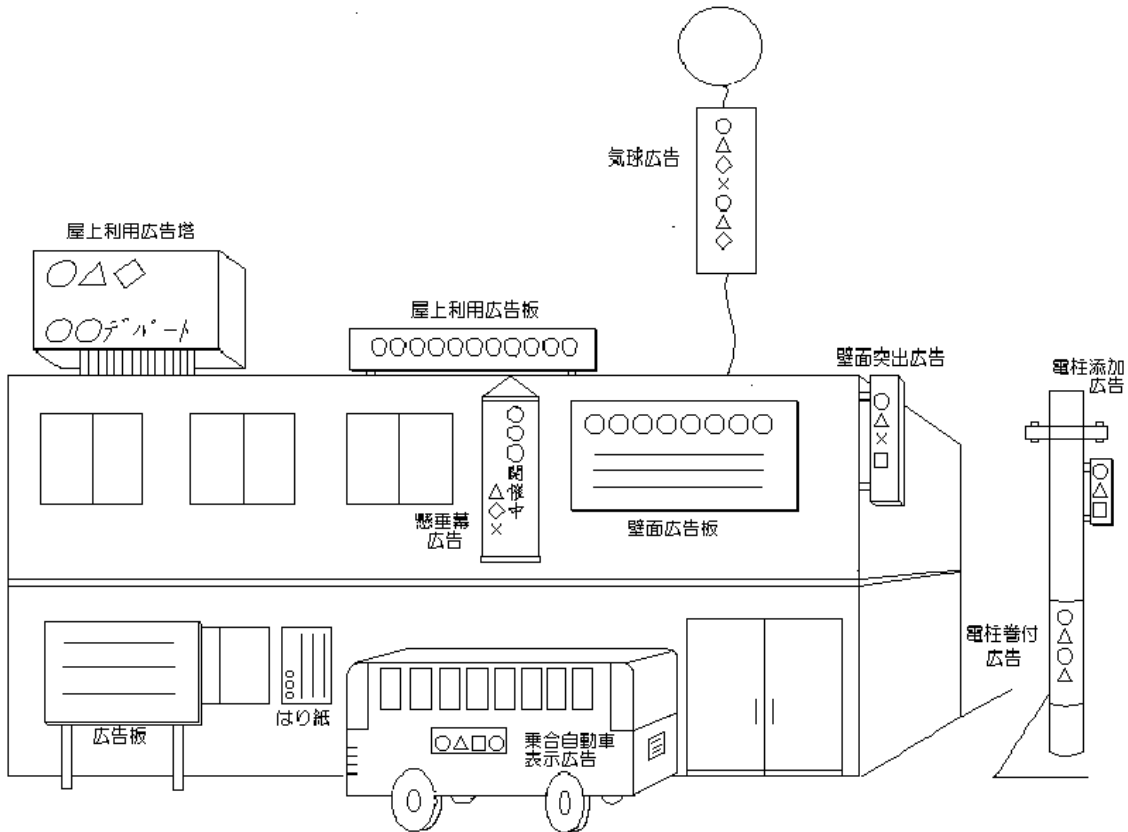
また、設置されている場所が、自己の敷地内でも該当します。

つまり、商業広告だけではなく、案内板や建物の壁に書かれた企業のシンボルマークなども屋外広告物ということになります。また、広告物は、都市や自然の景観を害したり、市民に対して危害を及ぼしたりしないものでなければなりません。

このため、市内で表示、設置される屋外広告物について、福山市屋外広告物条例等により規制を定めています。

■屋外広告物の例示図

屋外広告物の種類



■禁止広告物 (条例第9条)

次の広告物については、表示、掲出できません。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害する恐れのあるもの

これらに該当する屋外広告物は、これを表示している設置者又は管理者が直ちに除却等
をしなければなりません。

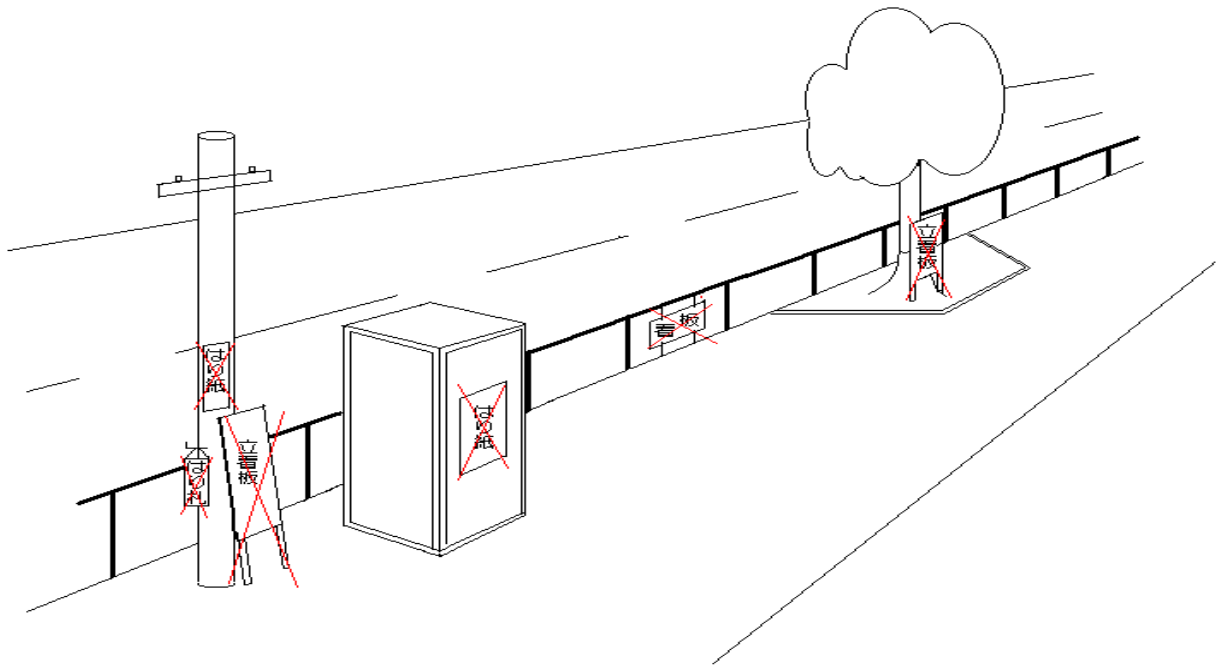
■禁止地域（条例第10条を参照）

屋外広告物を表示、掲出できない地域を指定しています。

■禁止物件（条例第11条を参照）

屋外広告物を表示、掲出できない物件を指定しています。

■広告物を表示してはならない例示図



■適用除外（条例第26条，同条例施行規則第19条～第28条）

社会通念上必要なもので，福山市屋外広告物条例施行規則で定めた基準に適合した広告物には，規制の一部が適用されません。

適用除外となる屋外広告物の種類や内容について規定しています。

■ 許可基準 (条例第 13 条, 同条例施行規則第 5 条)

共通基準

- ・ 福山市では, 屋外広告物すべてに共通する基準を次のように設けています。
 - ① 蛍光塗料を使用しないものであること。
 - ② 裏面, 側面及び脚部のうち目視できる部分は, 塗料その他の装飾により美観に配慮したものであること。
 - ③ ネオン管その他の光源を利用するものにあつては, 光源を使用しない時においても美観を損なわないものであること。

種類ごとの個別基準

- ・ 福山市では, 屋外広告物をその種類と掲出方法によって次のように分類して, それぞれの基準を設けています。

1. 建築物利用広告




- ① 屋上広告 …… 建物の屋上に出す広告物です。

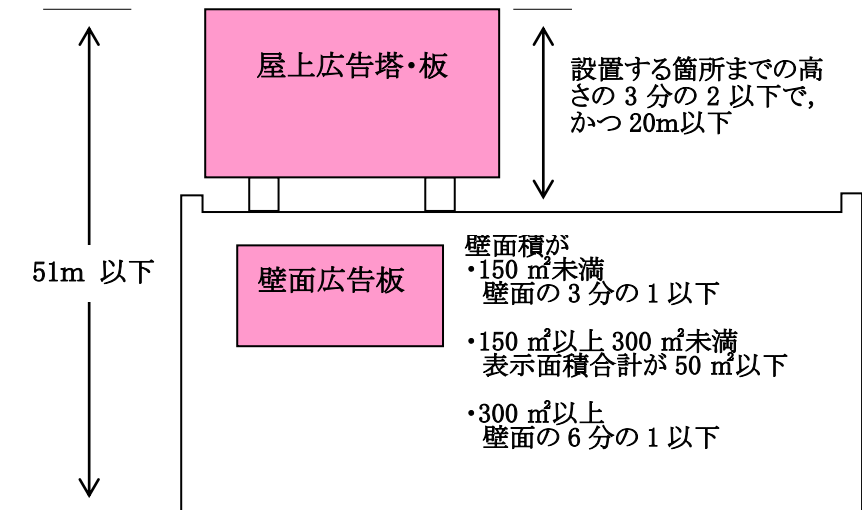
[広告板、広告塔]

- i 広告物の高さは, 広告物を設置する箇所までの高さの 3 分の 2 以下で, かつ 20m 以下
- ii 地表から広告物の上端までの高さが, 51m 以下であること。
- iii 建築物の外壁の垂直面を超えて突出さないものであること。

- ② 壁面広告 …… 建物の壁面に平行して出す広告物です。

[広告板]

- i 表示する壁面の面積が
 - 150 m²未満  表示面積の合計が壁面の 3 分の 1 以下
 - 150 m²以上 300 m²未満  表示面積の合計が 50 m²以下
 - 300 m²以上  表示面積の合計が壁面の 6 分の 1 以下



ii 壁面の上端及び側端からはみ出さないものであること。

③ 壁面突出広告 …… 建物の壁面から突出して、垂直に出す広告物です。

i 表示面積は1面につき20㎡以下

ii 個数は1壁面につき2個以下

iii 道路に突出す場合

・ 路面から広告物下端までの高さが

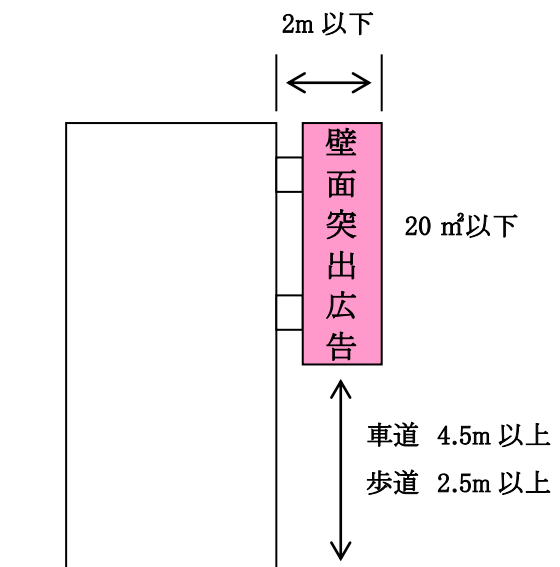
車道上 4.5m以上

歩道上 2.5m以上

・ 道路境界線からの距離が1m以下

iv 壁面からの突出し幅が2m以下

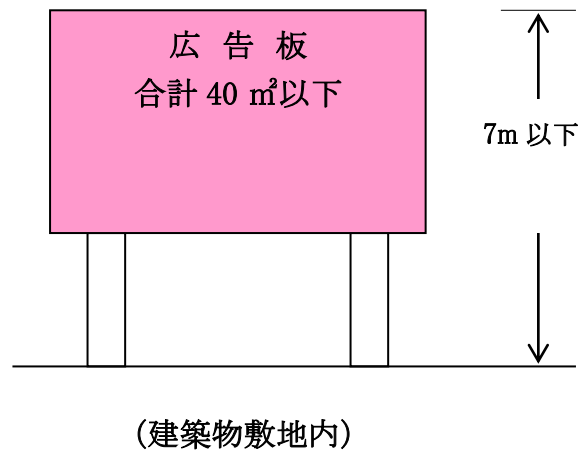
v 壁面の上端及び側端から突出さないものであること。



2. 建築物敷地内広告 …… 建築物が存在する敷地内に出す広告物です。ただし敷地内にある建築物と関連のない広告は、野立広告として扱います。

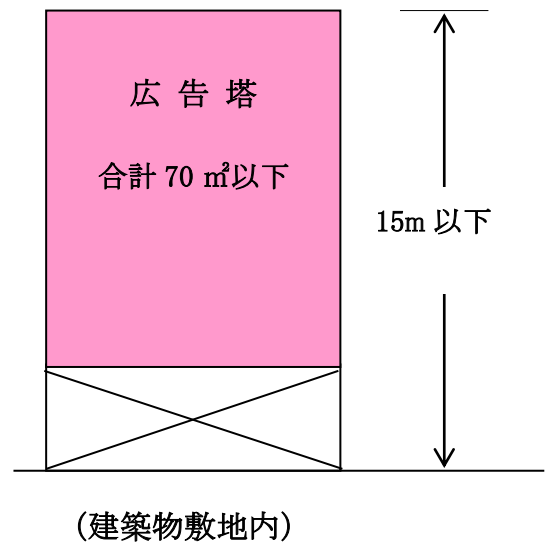
[広告板]

1. 表示面積の合計が、40㎡以下
2. 高さが7m以下
3. 道路に突出す場合
 - ・ 路面から広告物の下端までの高さが
車道上 4. 5m以上
歩道上 2. 5m以上
 - ・ 道路境界線からの距離が、1m以下



[広告塔]

1. 表示面積の合計が、70㎡以下
2. 高さが15m以下
3. 道路に突出す場合
 - ・ 路面から広告物の下端までの高さが
車道上 4. 5m以上
歩道上 2. 5m以上
 - ・ 道路境界線からの距離が、1m以下

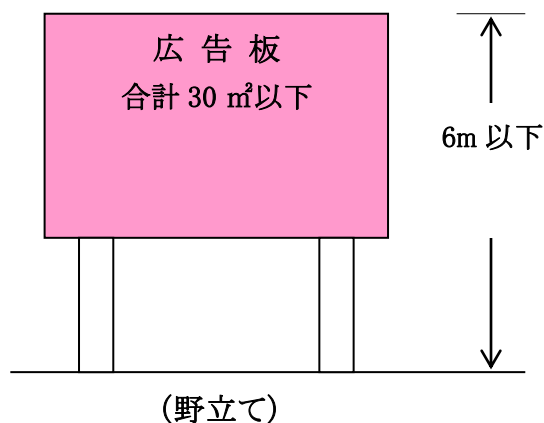


3. 野立広告 …… 建築物が存在しない敷地、及び広告と関連のある建物の存在しない敷地
に出す広告

[広告板]

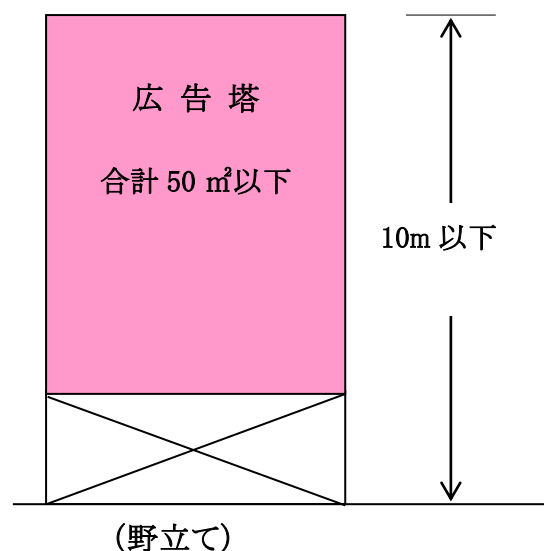
1. 表示面積の合計が、30㎡以下
2. 高さが6m以下
3. 鉄道(山陽新幹線を除く)からの水平距離が、15m以上

4. 山陽自動車道, 自動車専用道路から展望できる接続地域(当該道路からの水平距離1,000m以内の道路の路面より高い山肌等をいう)に設置するもの
 - ・ 道路の路端からの水平距離が, 500m以上
 - ・ 野立広告相互の中心距離が, 300m以上
5. 交差点の側端からの距離が, 10m以上
6. 道路上に突出さないものであること



[広告塔]

1. 表示面積の合計が, 50m²以下
2. 高さが10m以下
3. 鉄道(山陽新幹線を除く)からの水平距離が, 15m以上
4. 山陽自動車道, 自動車専用道路から展望できる接続地域(当該道路からの水平距離1,000m以内の道路の路面より高い山肌等をいう)に設置するもの
 - ・ 道路の路端からの水平距離が, 500m以上
 - ・ 野立広告相互の中心距離が, 300m以上
5. 交差点の側端からの距離が, 10m以上
6. 道路上に突出さないものであること

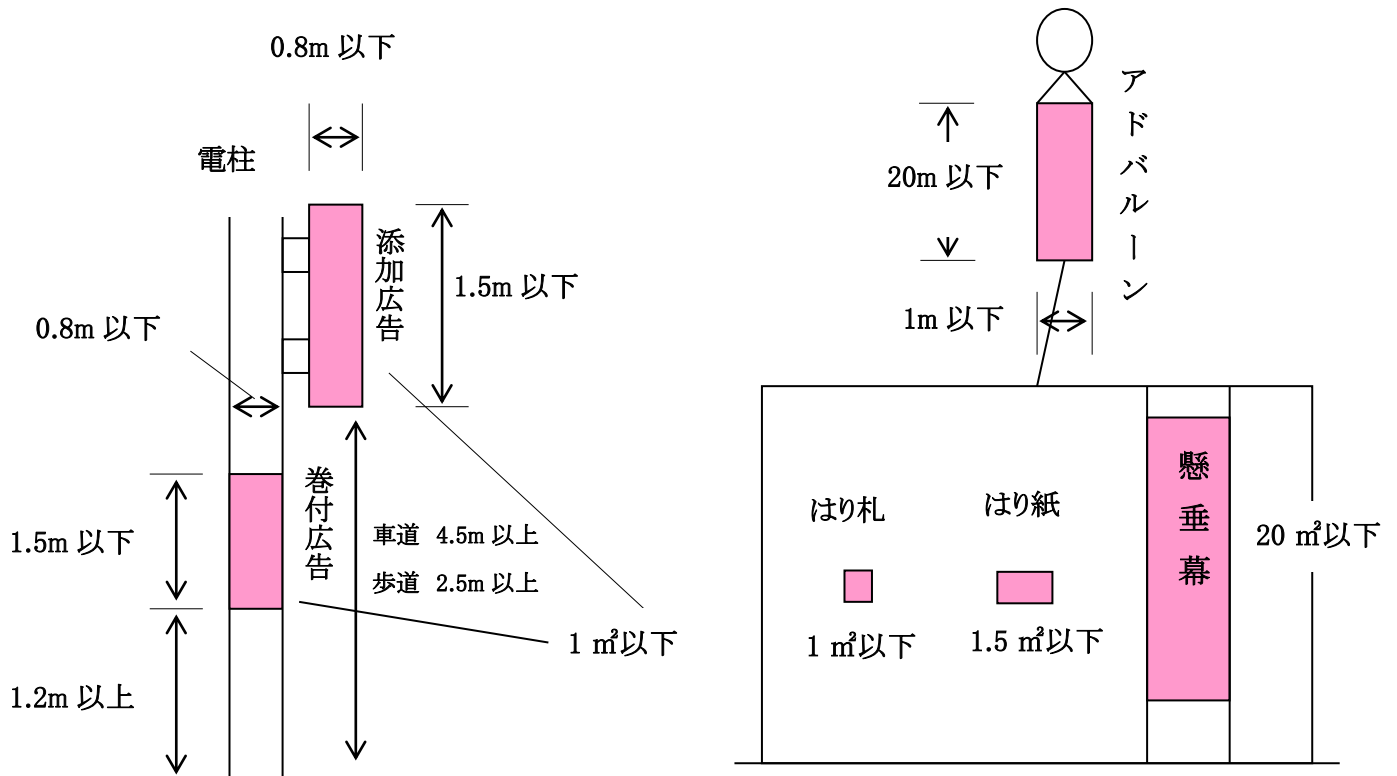


4. その他の基準

その他の広告物の基準は次のとおりです。

広告物の種類	許可基準		
アーチ 表示広告	表示面積の合計	30 m ² 以下	
	路面から広告物の下端までの高さ	車道上 5m以上・歩道上 3.5m以上	
	表示する道路の幅員	9m以下	
アーケード 添加広告	路面から広告物の下端までの高さ	車道上 4.5m以上・歩道上 2.5m以上	
	表示面積の合計	1個につき2 m ² 以下	
	個数	1店舗につき1個 (店舗に面する支柱の数が2本以上ある場合にあっては、その数以下)	
	寸法、形状及び設置位置は一のアーケードにおいて統一されていること。 道路に突出す場合	道路境界線からの距離が1m以下	
消火栓標識 添加広告	大きさ	縦 0.4m以下×横 0.8m以下	
	路面から広告物の下端までの高さ	車道上 4.5m以上・歩道上 2.5m以上	
	個数	1柱につき1個	
バス停留標識 添加広告	大きさ	縦 0.75m以下×横 0.45m以下	
垣、堀等に 添加するもの	表示面積の合計	表示又は設置する壁面の3分の1以下で、かつ50 m ² 以下	
	路面の上端及び側端からはみ出さないものであること。		
立看板	大きさ	縦 2m以下×横 1m以下	
	脚部の高さ	0.5m以下	
電柱広告	添加 広告	道路の中央側へ突出さず、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること	
		大きさ	縦 1.5m以下×横 0.8m以下
		表示面積の合計	1 m ² 以下
		地表から広告物の下端までの高さ	車道上 4.5m以上・歩道上 2.5m以上
		信号機のある交差点からの距離	20m以上
		個数	1柱につき1個
	巻付 広告	電柱等に直塗りしないものであること	
		大きさ	縦 1.5m以下×横 0.8m以下
		表示面積の合計	1 m ² 以下
		地表から広告物の下端までの高さ	1.2m以上
個数	1柱につき1個(1 m ² の範囲内において分割されている場合は、2個)		

電車に表示する広告	表示箇所	側面	
	表示面積の合計	1面につき4㎡以下	
	個数	1面につき4個以下	
乗合自動車に表示する広告	表示箇所	側面	
	大きさ	縦0.7m以下×横3.5m以下	
	個数	1面につき1個以下	
広 告 旗	横断幕	表示面積の合計	1枚につき20㎡以下
		道路に突出す場合路面から広告物の下端までの高さ	車道上 4.5m以上・歩道上 2.5m以上
		表示する道路の幅員	9m以下
	懸垂幕	表示面積の合計	1枚につき20㎡以下
		道路に突出す場合路面から広告物の下端までの高さ	車道上 4.5m以上・歩道上 2.5m以上
		道路に突出す場合	道路境界線からの距離が1m以下
	のぼり及び旗	地表から広告物の下端までの高さ	1.2m以上
		表示面積の合計	1枚につき10㎡以下
	気球広告	大きさ	縦20m以下×横1m以下
はり札	表示面積	1枚につき1㎡以下	
	個数	工作物の1壁面につき3枚以下	
はり紙	表示面積	1枚につき1.5㎡以下	
	個数	工作物の1壁面につき5枚以下	



■ 許可手数料 (条例第34条)

1. 許可を受ける場合は、屋外広告物の種類や面積に応じて、許可申請手数料が必要です。

種別	区分	単位	手数料の額	
			光源あり	光源なし
広告板、広告塔 又は掲示板	10㎡以下	1個につき	1,780円	1,060円
	10㎡超～30㎡		4,950円	3,720円
	30㎡超～40㎡		6,730円	4,780円
	40㎡超～50㎡		8,510円	5,840円
	50㎡超～60㎡		10,290円	6,900円
	60㎡超～70㎡		12,070円	7,960円
	70㎡超～80㎡		13,850円	9,020円
	80㎡超～90㎡		15,630円	10,080円
	90㎡超～100㎡		17,410円	11,140円
	100㎡超～110㎡		19,190円	12,200円
	110㎡超～120㎡		20,970円	13,260円
	120㎡超～130㎡		22,750円	14,320円
	130㎡超～140㎡		24,530円	15,380円
	140㎡超		26,560円	17,710円
立看板等		1個につき		530円
電柱広告	添架	1個につき	530円	350円
	巻き	1個につき		350円
電車又は乗合自動車に表示する広告物		1㎡につき	890円	530円
広告旗		1枚につき		890円
気球広告		1枚につき	1,780円	1,240円
はり札等		1個につき		370円
はり紙		1件につき 100枚まで ごとに		530円

※ はり紙については、形状及び意匠が同一のものは、1件とする。

2. 市長の行う講習会の講習を受けようとする者

4,000円

■許可期間

広告物の種類	許可期間
立看板, 広告旗(横断幕・のぼり及び旗), 気球広告, はり札等及びはり紙	1ヶ月
その他の広告物	1年

■市内で屋外広告物を設置するには

広告塔や看板などの広告物を表示, 設置する場合には, 自己の敷地内でも, 福山市屋外広告物条例の規定により許可が必要な場合があります。

また, 現在, 表示している広告物を変更, 改造したりするときも許可が必要な場合があります。

福山市では, 許可を必要とする地域や場所により, 土木管理課または, 地域を管轄する各支所の窓口で申請(新規・変更・更新)を受け付けています。

詳しくは, 表示, 設置しようとする地域の管轄窓口にお問い合わせください。

■罰則 (条例第36条の2～第39条)

この条例に違反すると次の罰則を科することがあります。

(1) 50万円以下の罰金

- ・ 措置命令(除却命令等)に従わない者

(2) 30万円以下の罰金

- ・ 許可が必要な広告物を無許可で表示, 掲出した者
- ・ 禁止地域や禁止物件に広告物を表示, 掲出した者
- ・ 除却義務を怠った者
- ・ 許可を受けずに, 広告物の内容を変更し, 表示, 掲出した者

■屋外広告物に関わる管轄窓口

屋外広告物を表示、設置しようとする地域を管轄する窓口にお問い合わせください。

各 地 域	管 轄 部 課	所 在 地	電 話
下 記 以 外 の 地 域	土 木 管 理 課	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	084-928-1079
松 永 地 域	松永建設産業課	〒729-0104 福山市松永町3-1-29	084-930-0412
駅家・加茂 芦田・新市 地 域	北部建設産業課	〒720-1131 福山市駅家町倉光37-1	084-976-8807
内海・沼隈 地 域	沼隈建設産業課	〒720-0392 福山市沼隈町草深1889-6	084-980-7710
神 辺 地 域	神辺建設産業課	〒720-2123 福山市神辺町川北1151-1	084-962-5013

(注) 屋外広告物の登録に関する窓口は、建設局土木部土木管理課のみの受付となっています。